

契約の保証及び前払金保証の電子化について(試行運用)

令和6年6月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いの試行運用を開始します。(電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。)

具体的な電子化による取扱いについては、**保証機関(保証事業会社)**に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

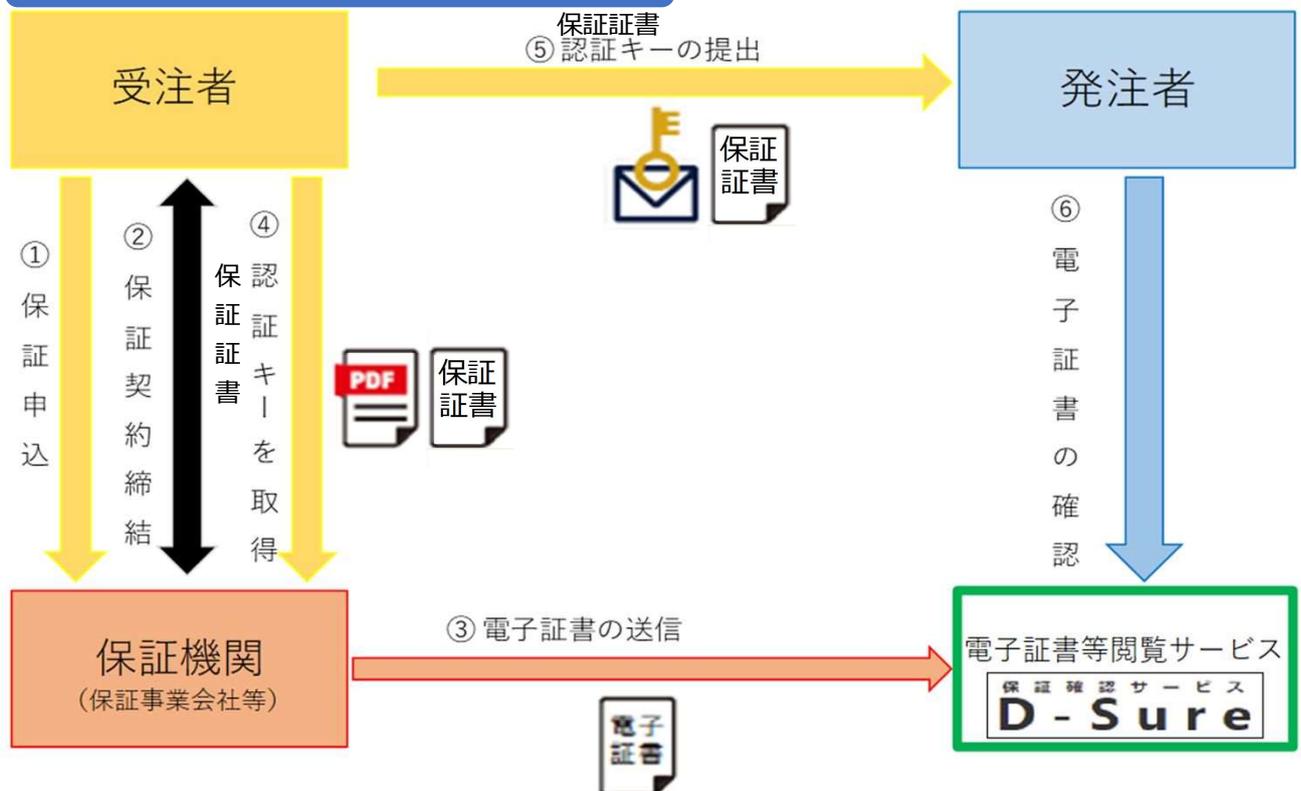
電子化の対象となる保証証書

契約の保証 → 契約保証証書 (引受先: 保証事業会社※) 電子化対象

前払金保証 (中間前払金含む) → 前払金保証証書 (引受先: 保証事業会社※) 電子化対象

※保証事業会社とは、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社のことです。

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』及び『保証証書(〇〇保証)』(電子証書の内容を確認する画面)を印刷したものを発注者に提出します。

また、当初契約書の作成時には、「大分県公共工事請負契約約款【R6.6.1~】:電子保証用」を使用する必要があります。